

2023年4月5日

各 位

会 社 名 富田薬品株式会社  
代表者名 代表取締役社長 富田 久雄  
問合せ先 取締役上席執行役員  
管理本部副本部長 金水 敏彦  
(電話 096-373-1145)

## 独占禁止法違反の再発防止及びコンプライアンス強化の取組みについて

当社は、独立行政法人国立病院機構本部が発注する「九州エリア」に所在する病院が調達する医薬品の入札に関し、令和3年11月9日公正取引委員会から立入検査を受け、以降、検査に全面的に協力してまいりましたが、令和5年3月24日、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為があったとして、排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。

この度の事態につきましては、皆様に多大なご迷惑とご心配をお掛けしておりますことを深くお詫び申し上げます。

当社では、コンプライアンス体制の強化策として次の3点に取り組んでおります。

- (1) 執行役員への委嘱事項としてきたものを、更なる体制強化を目的として「コンプライアンス統括担当」を新設し、これによりコンプライアンスの推進および管理監督機能の強化を図りました。
- (2) コンプライアンス研修の充実を図るため、独占禁止法や医薬品卸売業公正競争規約をはじめとする研修を定期的で開催し、コンプライアンスの徹底を図ることとし、経営幹部や営業員へのeラーニングも取り入れた研修会を実施しております。
- (3) 再発防止策の提言（富田薬品の行動指針）の作成および従業員への通知を行いました。
  - i) 風通しが良く、コミュニケーションが取りやすい職場環境の醸成
  - ii) 経営者自身のコンプライアンスに対する意識改革
  - iii) 定期的なコンプライアンス研修を継続的に実施  
コンプライアンス推進責任者を選定し、各種法令に関する知識を習得し遵法意識を高める
  - iv) 同業他社との接触ルール遵守の徹底
  - v) 内部通報制度を設け、通報者を保護した上で、コンプライアンス通報窓口を設置
  - vi) コンプライアンスの取組みが全役員、従業員に周知され、理解されているか又は事業活動を通じて遵守しているかをモニタリング・監査を行う

当社はこの度の事態を厳粛かつ真摯に受け止め、二度とこのような事態を起ささないよう再発防止策の強化とコンプライアンス遵守の徹底を図り、信頼回復に努めて参ります。

以 上